

大阪府社会福祉事業団職員互助会
サークルに対する助成金制度実施要綱

(平成20年9月17日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府社会福祉事業団職員互助会（以下「互助会」という。）会則第5条並びに同運営規則第2条第3号に規定する会員の福利増進のための事業として、会員相互の親睦を目的としたサークルに対する助成について、その取扱いを定めることを目的とする。

(サークルの定義)

第2条 この実施要綱で「サークル」とは、次の各号のいずれの条件も満たすものとする。

- (1) 会員が6名以上参加している。
- (2) スポーツ及び文化活動を行っている。
- (3) 年間4回以上の開催をしている。（年間のべ24名以上の会員の参加がある。）

(助成対象)

第3条 助成の対象は、前条に規定するサークルに対しておこなうものとする。

(助成内容)

第4条 助成内容は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間におけるサークル活動及びサークル活動に伴う付帯費用に対して、年間3万円を上限として助成を行う。但し、新たに設立したサークルについては、初回に限り年間5万円を上限として助成を行う。また、前年度に比べ新規の加入会員が3名以上増員しているサークルについては、3万円を上限に3名増員ごとに1万円の追加助成を行う。

(助成の手順)

第5条 サークルに対する助成金の申請等の手順については、別表のとおりとする。

(申請)

第6条 助成の申請は、サークルの代表者である会員が、サークル活動助成金申請書（様式第1）に、次の各号に掲げる書類を貼付して、所属する施設の長を経由して会長に提出しなければならない。

- (1) サークルの参加名簿
 - (2) サークルの組織図
- 2 申請期間は、前年度の2月1日から2月末日までとする。
 - 3 申請とは、互助会事務局が申請書を受理するまでのことを言う。

(審査並びに交付)

第7条 助成金の交付については、その申請内容を、申請期間終了後1ヵ月以内に審査した上で会長が決定し通知（様式第2）する。

- 2 審査については、運営委員4名を構成員とし、サークルとしての適正などを審査する。

- 3 サークルに対する助成の交付が決定されたことは、当該サークルに参加する会員が従事する業務において、サークル活動を優先させることを認めたものではない。
- 4 助成金については、交付決定後1ヵ月以内に申請書に記載された方法でサークルの代表者に交付することとする。
- 5 サークルの代表者は、助成金の交付を受けた後、速やかに領収書（様式第3）を会長に提出するものとする。

（助成の報告）

第8条 助成の報告は、助成期間終了後1ヵ月以内に、サークル活動助成金報告書（様式第4）に、次の各号に掲げる書類を貼付して、会長に提出しなければならない。但し、サークル活動開催日にサークル活動に伴う領収書が発行されている場合は、第2号の書類を省略することができる。

（1）領収証（原本）

（2）サークル活動の開催毎に実施したことが証明できる資料（例：写真）

（3）差額が生じた場合は、その理由と返済方法を記載した書類

- 2 助成の報告は、サークルの代表者がしなければならない。ただし、申請時のサークルの代表者が会員の資格を有していない場合は、他の参加会員がサークルの代表者として報告することは差し支えないものとする。
- 3 会長は、助成期間終了後1月を超えて報告がないときは、サークルの代表者に助成金の一部または全部を一時に返済させることができる。なお、サークルの代表者が会員の資格を有していない場合は、サークルに参加した会員に助成金の一部または全部を返済させることができる。ただし、特別な理由があり、会長が認めた場合はこの限りでない。
- 4 報告とは、互助会事務局が報告書を受領するまでのことを言う。
- 5 サークルの代表者は、助成金精算額が助成金交付決定額に満たない場合は、その差額を返済するものとする。

（助成の制限）

第9条 会長は、助成の申請、交付並びに報告に関して不正や虚偽の事実があったことが判明したときは、その助成を取消し、サークルの代表者に助成金の一部または全部を一時に返済させることができる。

（権利の譲渡禁止等）

第10条 会員は、このサークルの助成に対して有する権利を他に譲渡し、又は担保に供することはできない。

- 2 サークルに参加しなかった者に対する助成の代替措置は講じない。

（その他）

第11条 この要綱に定めがない事項については、会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日）

- 1 この要綱は、平成27年 7月1日から施行する。
- 2 平成27年度に限り、第2条に定めるサークルの定義を、年間2回以上の開催をしている。（年間のべ12以上の会員の参加がある。）とし、第4条に定める助成内容を、平成27年10月1日から平成28年3月31日までの期間におけるサークル活動及びサークル活動に伴う付帯費用に対して、年間1万5千円を上限とする。

附 則（平成30年3月26日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第4条に定める助成内容については、平成30年2月1日から2月末日までに申請をしたサークルより適用する。

附 則（令和5年6月21日）

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 令和5年度に限り、第2条に定めるサークルの定義を、年間2回以上の開催をしている。（年間のべ12名以上の会員の参加がある。）とし、第6条に定める助成の申請期間については、令和5年7月1日から令和5年7月末日までとする。

別表

サークルに対する助成金の申請等の手順（第5条関係）

	手順等事務手続き内容													
	実施者	手 順												
申 請	1 互助会事務局	①運営委員を通じて実施要綱を各施設に配付し、会員に事業の周知を図る。												
	2 会 員 (サークル代表者)	①助成金を申請しようとするサークルの代表者は、「サークル活動助成金申請書(様式第1)」を2部作成し、1部を控え、1部を施設長に提出する。(施設長は、押印後速やかに互助会事務局へ書類を提出する。) ②申請期間は前年度内の2月1日から2月末日までとする。 (申請とは互助会事務局が申請書を受理するまでのことを言う。)												
審 査	3 互助会事務局	①申請期間終了後、1ヵ月以内に申請内容を審査するために、指定された運営委員4名を招集し、サークルとしての適正などを審査する。 ②審査結果をサークルの代表者に通知(様式第2)する。												
交 付	4 互助会事務局	①助成金の交付決定後1ヵ月以内に、申請書に記載された方法で、サークルの代表者に次のとおり助成金を交付する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>助成内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>新たに設立したサークル</td> <td>初回に限り年間5万円を上限として助成を行う。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>i 以外サークル</td> <td>年間3万円を上限として助成を行う。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>ii のサークルのうち、前年度に比べ新規の加入会員が3名以上増員しているサークル</td> <td>ii とは別に、3万円を上限に3名増員ごとに1万円の追加助成を行う。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	助成内容	i	新たに設立したサークル	初回に限り年間5万円を上限として助成を行う。	ii	i 以外サークル	年間3万円を上限として助成を行う。	iii	ii のサークルのうち、前年度に比べ新規の加入会員が3名以上増員しているサークル	ii とは別に、3万円を上限に3名増員ごとに1万円の追加助成を行う。
		区分	助成内容											
i	新たに設立したサークル	初回に限り年間5万円を上限として助成を行う。												
ii	i 以外サークル	年間3万円を上限として助成を行う。												
iii	ii のサークルのうち、前年度に比べ新規の加入会員が3名以上増員しているサークル	ii とは別に、3万円を上限に3名増員ごとに1万円の追加助成を行う。												
5 会 員 (サークル代表者)	①サークルの代表者は、助成金の交付を受けた後、速やかに領収書(様式第3)を会長に提出する。													

報 告	6	会 員 (サークル代表者)	<p>①助成期間終了後1月以内に、次の書類を作成し、施設長を經由して互助会事務局へ提出する。</p> <p>ア. サークル活動助成金報告書(様式第4)</p> <p>イ. 領収証(原本)</p> <p>ウ. サークル活動の開催毎に実施したことが証明できる資料(例:写真)</p> <p>※サークル活動開催日にサークル活動に伴う領収書が発行されている場合は、資料ウを省略することができる。</p> <p>②助成金精算額が助成金交付決定額に満たない場合は、その差額を返済しなければならない。</p> <p>③新規の加入会員増員にかかる助成金の交付を受けたサークルについては、当該会員が年2回以上参加していることが証明できる写真を提出しなければならない。</p>
備 考	7	互助会事務局	<p>① 助成の申請並びに交付に不正や虚偽の事実が判明したとき、及び助成の報告が指定の期間を超えてもないときは、サークルの代表者に助成金の一部または全部を返済させることができる。</p>

サークル活動助成金交付決定通知

年 月 日

サークル名
代表者氏名 様
（施設名： ）

大阪府社会福祉事業団職員互助会
会 長 行 松 英 明

貴サークルから 年 月 日付で申請のあったサークルに対する助成金は、審査の結果、下記のとおり交付することとしましたので通知します。

記

- 1 助成金交付決定額 金 円
- 2 交 付 年 月 日 年 月 日
- 3 交 付 方 法
- 4 備 考 (1) この助成金の対象となる内容は、サークル活動助成金申請書記載のとおりとする。
(2) サークル活動の内容を大きく変更する場合や中止、廃止する場合は、速やかに会長に報告して指示を受けること。
(3) 大阪府社会福祉事業団職員互助会サークルに対する助成金制度実施要綱を遵守すること。

サークルに対する助成金制度に係る領収証

大阪府社会福祉事業団職員互助会
会 長 様

金 _____ 円

上記について、確かに受領いたしました。

年 月 日

サークル名
代表者氏名
(施設名：) 印

※領収印は個人（代表者）の押印で構いません。

様式第1 (第6条関係)

所属長		

年 月 日

大阪府社会福祉事業団職員互助会
会 長 様

サークル名
代表者氏名 印
(施設名:)

サークル活動助成金申請書

大阪府社会福祉事業団職員互助会サークルに対する助成金制度実施要綱に基づき、標記助成金を下記のとおり受けたいので、関係書類を添付して申請いたします。

記

1. 助成金交付申請額 金 _____ 円 (※第4条に規定する額を上限とする。)

開催	年月日	参加者	活動の内容	費用	備考
合計	開催 回	名 (内会員 名)		円	

2. 交付方法 現金 ・ 銀行振込 { 金融機関 支店名
口座番号 口座名義 }

3. 添付書類 (1) サークルの参加名簿
(2) サークルの組織図

様式第4 (第8条関係)

所属長		

年 月 日

大阪府社会福祉事業団職員互助会
会 長 様

サークル名
代表者氏名 印
(施設名:)

サークル活動助成金報告書

大阪府社会福祉事業団職員互助会サークルに対する助成金制度実施要綱に基づき、標記助成金を受けたので、下記のとおり関係書類を添付して申請いたします。

記

1. 助成金交付決定額 _____ 円
 助成金精算額 _____ 円
 差 額 _____ 円

開催	年月日	参加者	活動の内容	費用	備考
合計	開催 回	名 (内会員 名)		円	

2. 添付書類 (1) 領収書 (原本)
 (2) サークル活動の開催毎に実施したことが証明できる資料 (例: 写真)
 (3) 差額が生じた場合は、その理由と返済方法を記載した書類

様式第1 (第6条関係)

所属長		

記載例

年 月 日

大阪府社会福祉事業団職員互助会
会 長 ○ ○ ○ ○ 様

サークル名 ○○○○○○ 会
代表者氏名 △ △ △ △ 印
(施設名: □ □ 荘)

サークル活動助成金申請書

大阪府社会福祉事業団職員互助会サークルに対する助成金制度実施要綱に基づき、標記助成金を下記のとおり受けたいので、関係書類を添付して申請いたします。

記

1. 助成金交付申請額 金 30,000 円 (第4条に規定する額を上限とする。)

開催	年月日	参加者	活動の内容	費用	備考
第1回	○年11月7日 (月)	8名 (内会員6名)	・第1回ウインブルドン杯争奪戦	・大会参加費 12,000円 ・ボール代 24,000円	
第2回	○年 1月9日 (月)	8名 (内会員6名)	・テニス練習	・コート使用料 8,400円	
第3回	○年 3月13日 (火)	8名 (内会員6名)	・テニス練習	・コート使用料 8,400円	
第4回	○年 5月8日 (火)	8名 (内会員6名)	・第2回ウインブルドン杯争奪戦	・大会参加費 12,000円	
第5回	○年7月10日 (火)	8名 (内会員6名)	・テニス練習	・コート使用料 8,400円	
第6回	○年9月11日 (火)	8名 (内会員6名)	・テニス練習	・コート使用料 8,400円	
合計	開催6回	48名 (内会員36名)		60,000円	

2. 交付方法 現金 ・ 銀行振込 (金融機関 ○○銀行 支店名 ○○支店
口座番号 1 2 3 4 5 6 7 口座名義 △△ △△)

3. 添付書類 (1) サークルの参加名簿
(2) サークルの組織図

様式第4 (第8条関係)

所属長		

記載例

年 月 日

大阪府社会福祉事業団職員互助会
会 長 ○ ○ ○ ○ 様

サークル名 ○○○○○○ 会
代表者氏名 △ △ △ △ 印
(施設名: □ □ 荘)

サークル活動助成金報告書

大阪府社会福祉事業団職員互助会サークルに対する助成金制度実施要綱に基づき、標記助成金を受けましたので、下記のとおり関係書類を添付して申請いたします。

記

1. 助成金交付決定額 30,000 円
助成金精算額 30,000 円
差 額 0 円

開催	年月日	参加者	活動の内容	費用	備考
第1回	○年11月7日 (日)	8名 (内会員6名)	・第1回ウインブルドン杯争奪戦	・大会参加費 12,000円 ・ボール代 2,520円	
第2回	○年 1月9日 (日)	5名 (内会員4名)	・テニス練習	・コート使用料 8,400円	
第3回	○年3月13日 (日)	10名 (内会員7名)	・テニス練習	・コート使用料 8,400円	
第4回	○年 5月8日 (日)	10名 (内会員7名)	・第2回ウインブルドン杯争奪戦	・大会参加費 15,000円	
第5回	○年7月10日 (日)	12名 (内会員7名)	・テニス練習	・コート使用料 8,400円	
第6回	○年9月11日 (日)				未開催
合計	開催5回	45名 (内会員31名)		54,720円	

2. 添付書類 (1) 領収書 (原本)
(2) サークル活動の開催毎に実施したことが証明できる資料 (例: 写真)
(3) 差額が生じた場合は、その理由と返済方法を記載した書類